

平成 29 年 12 月 25 日

各 位

湘南信用金庫

個人番号の利用目的の変更について

湘南信用金庫(以下「当金庫」といいます。)は、個人情報保護法第 15 条第 2 項及び第 18 条第 3 項を踏まえ、当金庫の個人番号の利用目的を以下の通り変更(追加)する事をお知らせ致します。なお、変更日は預金口座付番*が開始される平成 30 年 1 月 1 日からと致しますので、申し添えます。変更(追加)点は下線部をご覧ください。

記

【個人番号の利用目的】

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦ 預金口座付番に関する事務のため
- ⑧ ①から⑦までに関連する事務のため

※上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭表示のポスター等でもご覧いただけます。

* 平成 27 年 9 月に改正された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、その他関連法令に基づき、預金口座と個人番号を紐付けることです。

以上

